

## 令和7年度市町村森林整備計画 変更箇所

	変更箇所		変更内容	変更理由
1 P.4	第2 造林に関する事項 1 人工造林に関する事項 (2) 人工造林の標準的な方法 ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数		クヌギ・コナラ等 3,000～4,500 →3,000 (2,000) ～4,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の他の市町村森林整備計画においてはすでに「3,000 (2,000or1,500) ～4,500」と記載されており（24/30市町村）、単木的な処理等による効果的な獣害防止対策が実施されれば成林すると考えられる。</li> <li>・林業を持続的な産業へ発展させ、伐採後の再造林を確保していくためには造林コストの低減や造林作業の省力化が必要である。また、花粉症発生源対策を図るために、スギヒノキ人工林から広葉樹への転換を進めていく必要があるため、広葉樹における植栽本数の低減を行いたい。</li> </ul>
2 P.14	III 森林の保護に関する事項 第1 鳥獣害の防止に関する事項 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法		誘因狙撃等→誘引狙撃等	誤字